

犬山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）が購入することを決定し、図書館に配架する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的として、雑誌スポンサーから提供された雑誌を広告媒体として活用することにより事業者の情報発信の場を提供するものをいう。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、犬山市立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館に配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 スポンサー名及び広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その広告の規格等は別表に掲げるとおりとする。
- 4 スポンサー誌の配架場所は館長が決定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーが、犬山市広告掲載基準（平成19年1月10日施行）第4条各号に該当する規制業種若しくは事業者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者に係るものは対象としない。なお、広告の掲載中に

これらに該当するに至った場合も同様とする。

- 2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、犬山市広告掲載事業実施要綱（平成19年1月10日施行）第3条第1項各号及び犬山市広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としない。

（広告の掲出期間）

第5条 広告の掲出期間は、原則として犬山市（以下「市」という。）が掲出を決定した月の翌月1日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市が認めたときは期間を延長することができる。

- 2 広告の内容は四半期ごとに変更することができる。
- 3 前項の場合においても第7条に規定する犬山市広告掲載審査委員会の審査を受けなければならない。

（雑誌スポンサーの募集）

第6条 雑誌スポンサーになることを希望する者は、図書館が別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

（雑誌スポンサー広告掲載審査委員会）

第7条 犬山市広告掲載事業実施要綱第8条に規定する犬山市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて、広告掲載の可否を審査する。

（広告掲載の順位の決定）

第8条 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認められる者が、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、申込み受付け順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は公開抽選で優先権を決定する。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2）により通知する。

(覚書)

第10条 前条の規定による通知を受け取った者は、速やかに覚書（様式第3）を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

第12条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、市が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

- 2 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。
- 3 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約中途で休刊、廃刊等となつた場合は、市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第13条 スポンサー誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。